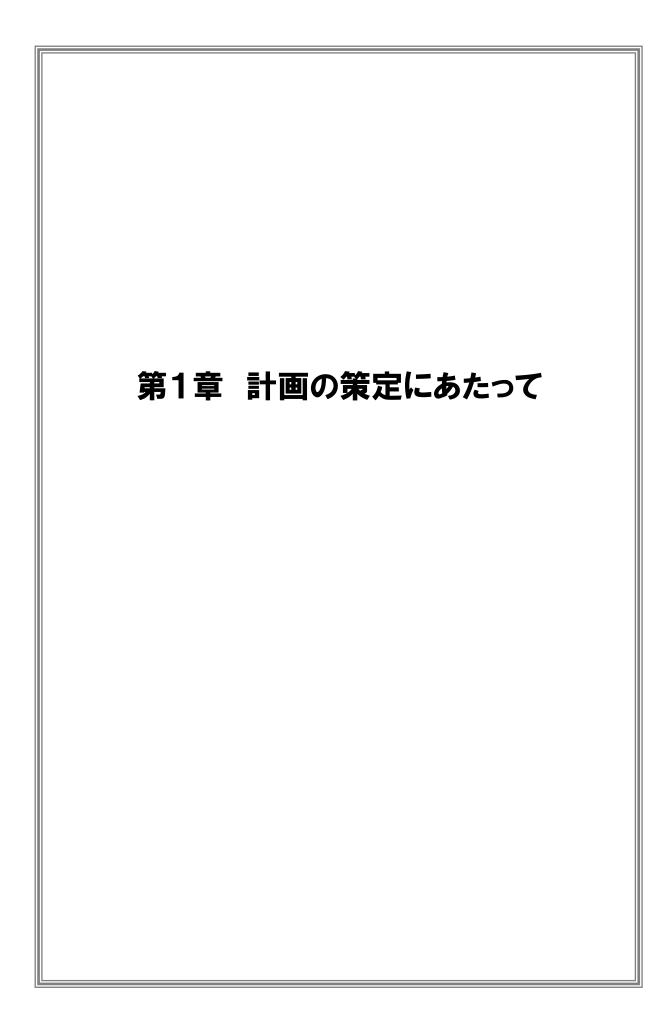
平成30年度~平成32年度小城市高齢者福祉計画(案)

平成 30 年 3 月

小 城 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	. 1
第1額	節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節	節 計画の位置づけと期間	4
1	計画の法的な位置づけ	4
2	関連計画との連携	5
3	計画の期間	6
第3額	節 計画の策定方法と進行管理	6
1	計画への住民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	計画の進行管理	6
第2章	高齢者を取り巻く現状	. 7
第1額	節 人口・世帯の状況	8
1	人口構成の状況	8
2	世帯構成の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2節	節 要支援・要介護認定者の状況	. 12
第3額	節 高齢者要望等実態調査結果の概要	. 13
第3章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第1額	節 基本理念	. 26
第2額	節 基本目標	. 27
第3額	節 施策の体系	. 28
第4章	施策の内容	31
基本目	目標1 地域で支え合う仕組みづくり	. 32
1	地域包括支援センター運営の充実	. 32
2	在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 34
3	認知症施策推進事業の充実	. 35
4	生活支援体制整備事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 39
基本目	目標2 健康づくりと介護予防の推進	
1	健康づくりの推進	
2	介護予防・生活支援サービス事業の充実	
	一般介護予防事業の充実	
基本目	目標3 自立と安心につながる支援の充実	
1	社会参加の推進	
2	在宅生活の継続支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	安心につながる取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	高齢者の権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料編		57

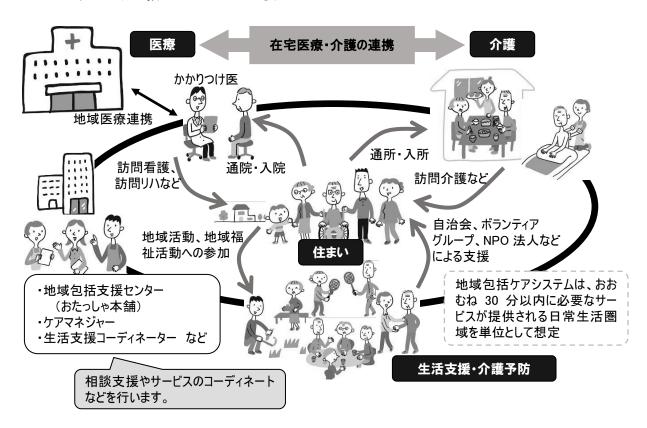


第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成37年(2025年)までに団塊の世代が後期高齢者となる時期を迎え、 高齢化率は30%を超え、5人に1人が後期高齢者という状況が見込まれています。全国の 平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに長くなると予測され、介護保険料の高 騰や家族介護者の負担が重くなることも懸念されます。

このようなことを背景に、国では、『地域包括ケアシステムの構築』とともに、認知症対策の強化や介護離職ゼロをめざす政策をすすめています。

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



平成 26 年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(地域医療・介護総合確保推進法)が成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。同法で介護分野では、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、要支援1・2の認定者が対象となる介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、多様化すること(新しい介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な実施など)や、特別養護者人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化することなどが定められました。

平成 29 年 5 月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握および②関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。そのために、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制、③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制など、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。さらに、介護保険法では、介護療養病床に代わる新たな介護保険施設としての「介護医療院」の創設、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法では、高齢者と障がいのある人や障がいのある子どもが同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス事業所」などが新たに位置づけられました。

小城市では、高齢化率が年々増加し、平成 27 年の国勢調査結果では 25.8%となりました。さらに、平成 37 年(2025 年)の高齢化率は、30%を超えることが見込まれています。介護サービスの需要が高まるなか、高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな事業者や住民が連携した地域包括ケアシステムを構築していくことがますます重要になっています。

そのために、既に始めている事業や取り組みをしっかりと踏まえたうえで、さらに充実した地域包括ケアシステムのあり方を描いていくことが大切になります。

小城市では、このような状況を十分に踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、新たな「小城市高齢者福祉計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の8に定める「市町村老人福祉計画」です。本計画は、介護保険の給付対象および給付対象外の高齢者の介護予防や福祉事業を含めた地域における高齢者福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

一方、介護保険法第 117 条に定める「市町村介護保険事業計画」は、「市町村老人福祉計画」との強い連携が求められる計画ですが、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、小城市の介護保険の保険者である佐賀中部広域連合(構成市町:佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町)が策定することになります。

「市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)」

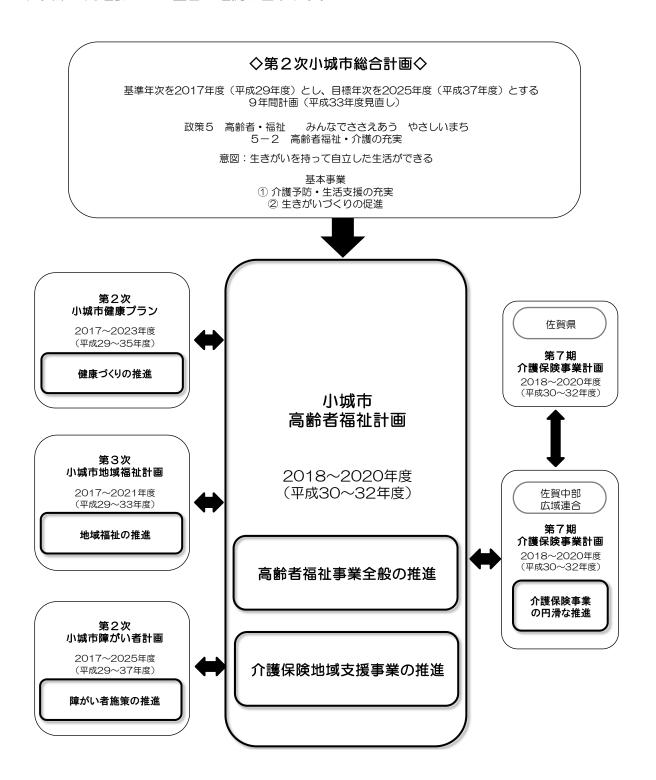
高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

「市町村介護保険事業計画(介護保険法第 117 条)」

適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量などを見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

2 関連計画との連携

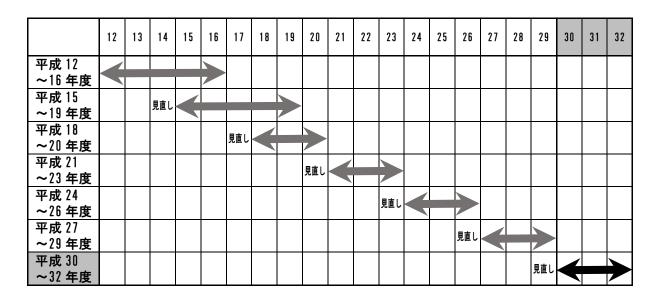
本計画は、小城市の最上位計画である小城市総合計画をはじめ、他の関連計画および国・ 佐賀県の関連計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、「佐賀中部広域連合介護保険事業計画」と連携し、整合性を図りながら策定するために、計画の期間も同一とし、また、同時に策定することとします。

本計画は、平成30年度からの3か年計画として策定します。



第3節 計画の策定方法と進行管理

1 計画への住民意見の反映

小城市にふさわしい高齢者の福祉のまちを実現するためには、少子高齢社会問題を誰もが 自分自身の身近な問題として受けとめ、自らがその社会環境を創るという意識が必要です。 したがって、市民が主役となって行政と協働しながら福祉のまちを築いていきます。

このようなことから、この計画については、実態調査により市民の健康状況やニーズを把握するとともに、保健医療関係者、福祉関係者の参加、ならびに地域住民の意見を反映させるため、市民代表等の参加を得て『小城市高齢者福祉計画策定懇話会』を設置しました。また、計画策定過程においては、その他の専門家、関係者等の意見も配慮しました。

2 計画の進行管理

小城市では、高齢者福祉計画の実施状況を点検していく体制の確保に努めます。実施状況を点検、評価することで、市民の意見を反映した質量ともに充実したサービスを提供することが可能になると考えます。計画どおりに進んでいない分野を早期に発見し、原因を分析、迅速に対応策を講じ、計画を円滑にすすめる体制づくりに努めます。



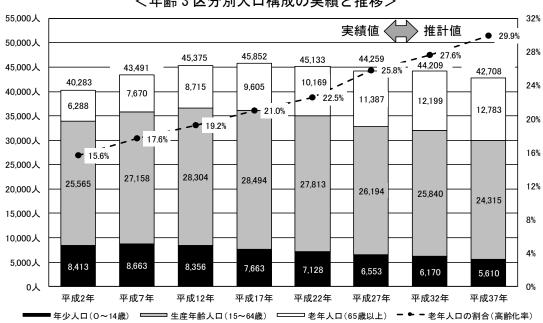
第1節 人口・世帯の状況

人口構成の状況 1

小城市の総人口は、平成2年の40.283人から、15年後の平成17年には45.852人 となり、5,569 人増加しましたが、その 10 年後の平成 27 年には 44,259 人となり、平 成 17年の総人口から、1,593人減少しました。

年少人口(O~14歳)は、総人口に占める割合でみると、平成2年に20.9%であった ものが、平成 27 年には 14.8%に減少し、生産年齢人口(15~64歳)についても平成 2 年の63.5%から平成27年には59.4%に減少しました。逆に、老年人口(65歳以上)の 総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には 15.6%であったものが、平成 27年には25.8%に増加しました。

小城市では、高齢化が急速にすすんでいる様子がうかがえます。同時に、高齢化に比べる と緩やかながら、生産年齢人口の減少にともなって、少子化も着実に進行している様子もう かがえます。



<年齢3区分別人口構成の実績と推移>

単位:人

		実 績 値					推計値	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	40,283	43,491	45,375	45,852	45,133	44,259	44,209	42,708
年少人口	8,413	8,663	8,356	7,663	7,128	6,553	6,170	5,610
(0歳~14歳)	20.9%	19.9%	18.4%	16.7%	15.8%	14.8%	14.0%	13.1%
生産年齢人口	25,565	27,158	28,304	28,494	27,813	26,194	25,840	24,315
(15 歳~64 歳)	63.5%	62.4%	62.4%	62.3%	61.7%	59.4%	58.4%	56.9%
老年人口	6,288	7,670	8,715	9,605	10,169	11,387	12,199	12,783
(65 歳以上)	15.6%	17.6%	19.2%	21.0%	22.5%	25.8%	27.6%	29.9%

※合計値は年齢不詳を含む

資料:国勢調査

2 世帯構成の状況

小城市の一般世帯総数は、一貫して増加傾向にあり、平成2年に 10,581 世帯であった ものが、25 年後の平成 27 年には 14,731 世帯となり、4,150 世帯増加しました。また、 高齢者がいる世帯についても、平成 2 年に 4,496 世帯であったものが、平成 27 年には 7,349 世帯となり、2,853 世帯増加しました。

核家族世帯(夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯)の一般世帯総数に占める割合は、平成2年の54.2%が平成27年には61.4%となりました。また、核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯)の割合に注目すると、平成2年に9.9%であったものが、平成27年には18.0%となりました。高齢者がいる世帯に占める夫婦のみの世帯の割合は、平成2年に12.6%であったものが、平成27年には22.1%になりました。

単独世帯(ひとり暮らしの世帯)の一般世帯総数に占める割合は、平成2年の 10.0%から平成27年には17.6%に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らしが占める割合は、平成2年に46.2%であったものが、平成27年には48.4%となりました。高齢者がいる世帯に占めるひとり暮らしの割合は、平成2年に10.9%であったものが、平成27年には17.1%になりました。

核家族世帯や単独世帯の推移から、三世代以上の同居世帯の減少が進行している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

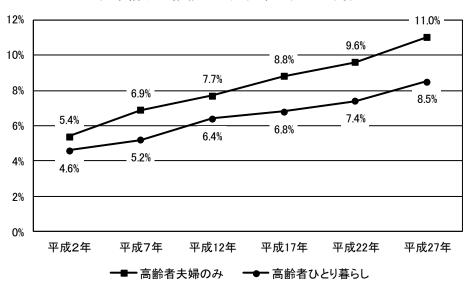
単位:世帯

		平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
_	般世帯総数	10, 581	11, 894	13, 186	13, 834	14, 276	14, 731
核	家族世帯	5, 736	6, 748	7, 715	8, 313	8, 757	9, 049
	構成比	54. 2%	56. 7%	58. 5%	60. 1%	61.3%	61. 4%
	高齢者夫婦のみ	568	815	1, 015	1, 216	1, 365	1, 626
	構成比(一般世帯)	5. 4%	6. 9%	7. 7%	8. 8%	9. 6%	11. 0%
	構成比(核家族世帯)	9. 9%	12. 1%	13. 2%	14. 6%	15. 6%	18. 0%
単	 独世帯	1, 060	1, 304	1, 758	1, 935	2, 209	2, 597
	構成比	10.0%	11. 0%	13. 3%	14. 0%	15. 5%	17. 6%
	高齢者ひとり暮らし	490	619	846	944	1, 061	1, 258
	構成比(一般世帯)	4. 6%	5. 2%	6. 4%	6. 8%	7. 4%	8. 5%
	構成比(単独世帯)	46. 2%	47. 5%	48. 1%	48. 8%	48. 0%	48. 4%

資料:国勢調査

※平成22年と平成27年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

<世帯構成の推移(一般世帯に占める割合)>



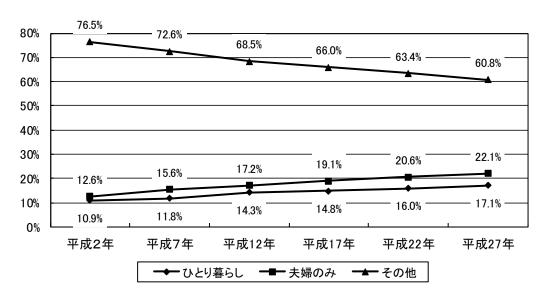
<高齢者のいる世帯構成の推移>

単位:世帯

						1 1=	
		平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世	上 带総数	10,581	11,894	13,186	13,834	14,276	14,731
高齢者	かいる世帯	4,496	5,239	5,916	6,361	6,626	7,349
	構成比(一般世帯)	42.5%	44.0%	44.9%	46.0%	46.4%	49.9%
ひ	とり暮らし	490	619	846	944	1,061	1,258
	構成比	10.9%	11.8%	14.3%	14.8%	16.0%	17.1%
夫	婦のみ	568	815	1,015	1,216	1,365	1,626
	構成比	12.6%	15.6%	17.2%	19.1%	20.6%	22.1%
そ	の他	3,438	3,805	4,055	4,201	4,200	4,465
	構成比	76.5%	72.6%	68.5%	66.0%	63.4%	60.8%

資料:国勢調査

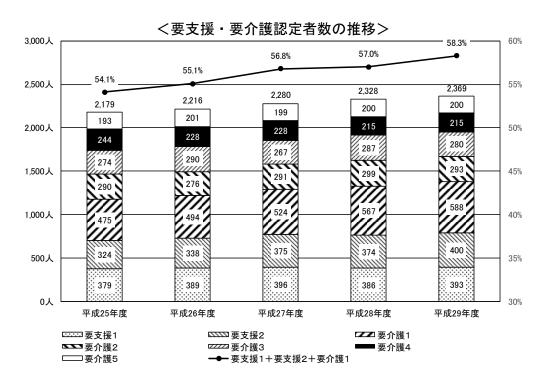
<高齢者のいる世帯構成の推移(高齢者のいる世帯に占める割合)>



第2節 要支援・要介護認定者の状況

小城市の要支援・要介護認定者数は、平成 25 年度から平成 28 年度までの間、増加しました。

要支援1、2および要介護1を軽度者とすると、平成25年度の軽度者数は1,178人で、要支援・要介護認定者に占める軽度者の割合は54.1%でしたが、平成28年度には、軽度者数が1,327人で、要支援・要介護認定者に占める割合が57.1%となり、軽度者の割合が大きくなりました。



項 目 平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 数 2.179 人 2.216 人 2.280 人 2.328 人 2.369 人 379 人 389 人 396 人 386 人 393 人 要支援1 17.4% 17.6% 17.4% 16.6% 16.6% 374 人 324 人 338 人 375 人 400 人 要支援2 14.9% 15.3% 16.4% 16.1% 16.9% 475 人 494 人 567 人 524 人 588 人 要介護1 21.8% 22.3% 23.0% 24.4% 24.8% 276 人 299 人 293 人 290 人 291 人 要介護2 13.3% 12.5% 12.8% 12.8% 12.4% 274 人 290 人 267 人 287 人 280 人 要介護3 12.6% 13. 1% 11. 7% 12.3% 11.8% 244 人 228 人 228 人 215 人 215 人 要介護4 11. 2% 10.3% 10.0% 9.2% 9.1% 193 人 201 人 199 人 200 人 200 人 要介護5 8.9% 9.1% 8.7% 8.6% 8.4%

資料:介護保険事業報告(各年度10月の値)

第3節 高齢者要望等実態調査結果の概要

調査の概要

• 調査目的: 「佐賀中部広域連合 第7期介護保険事業計画」の適切な作成に向けた

指針に係る基礎情報を得ることを目的として、佐賀中部広域連合下に

おいて統一内容で実施

• 調查地域: 小城市全域

・調査対象者:65歳以上の高齢者(要支援・要介護認定者を含む。)

• 調査票配布数: 2,135 人

•調査方法:

一般高齢者: 郵送による配布・回収

認定者: 在宅要支援者は地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)職員、

在宅要介護者は介護支援専門員、

施設入所者は施設の職員による訪問調査

• 調査基準日: 平成 28 年 10 月 1 日

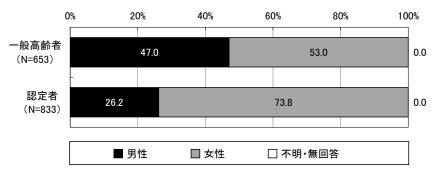
• 回収結果

調査票配布数一般高齢者1,107人認定者1,028人調査票回収数一般高齢者653人認定者833人有効回収率一般高齢者59.0%認定者81.0%

調査対象者について

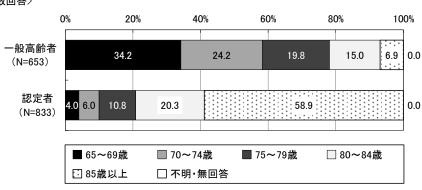
■ 性別

〈単数回答〉

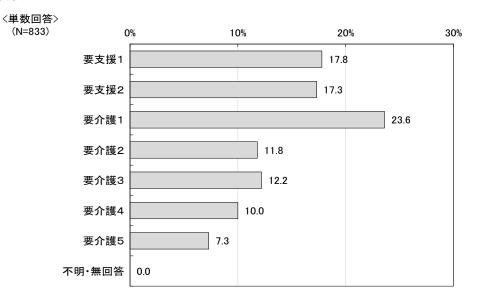


■ 年齢

〈単数回答〉



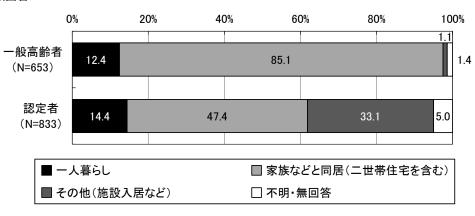
■ 要介護度



問 1. あなたの家族や生活状況について

Q1 家族構成をお教えください

〈単数回答〉



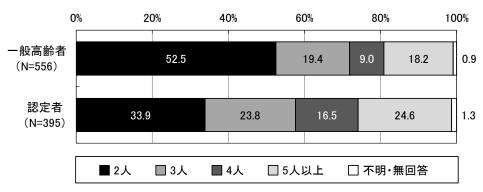
一般高齢者では「家族などと同居(二世帯住宅を含む)」が 85.1%と大半を占めています。

認定者では「家族などと同居(二世帯住宅を含む)」が 47.4%とおよそ半数を占めており、「一人暮らし」が、14.4%となっています。

Q1で「家族などと同居」と答えた方のみお答えください

Q1-1 (1)ご自分を含めて何人で暮らしていますか

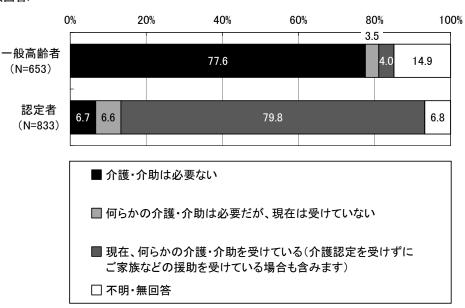
〈数量回答〉



一般高齢者、認定者ともに「2人」が最も高くなっています。

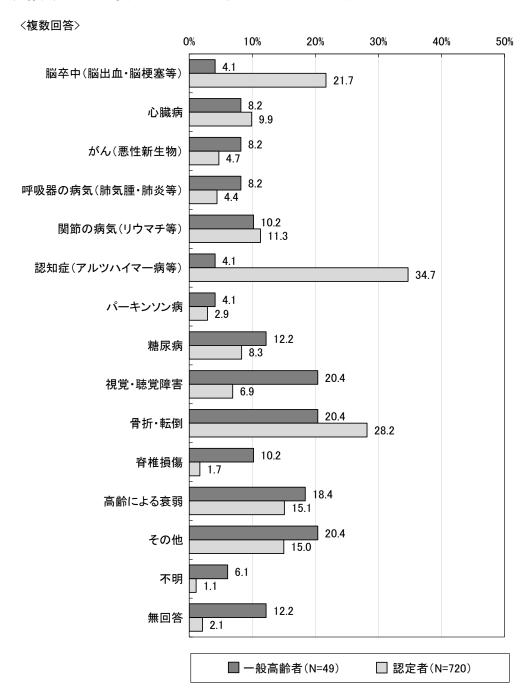
Q2 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

〈単数回答〉



一般高齢者では「介護・介助は必要ない」が、77.6%と大半を占めています。 認定者では「現在、何らかの介護・介助を受けている(介護認定を受けずにご家族などの 援助を受けている場合も含みます)」が、79.8%と大半を占めています。 Q2で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」又は「現在何らかの介護・介助を受けている」と答えた方のみお答えください

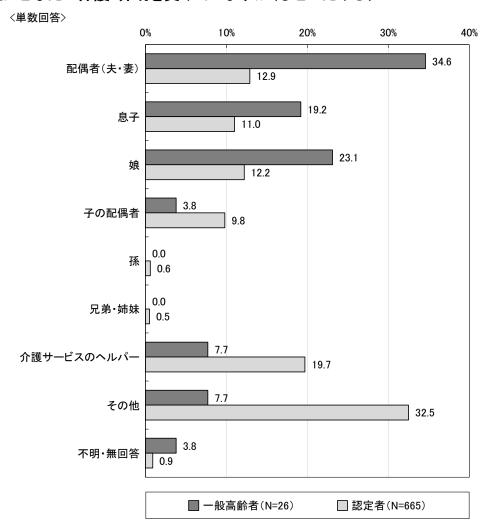
Q2-1 介護·介助が必要になった主な原因は何ですか(あてはまるものすべてにO)



一般高齢者では「視覚・聴覚障害」「骨折・転倒」が 20.4%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」が 18.4%となっています。

認定者では「認知症(アルツハイマー病等)」が 34.7%と最も高く、次いで「骨折・転倒」が 28.2%となっています。

Q2で「現在、何らかの介護・介助を受けている」と答えた方のみお答えください Q2-2 主にどなたの介護・介助を受けていますか(ひとつだけ〇)

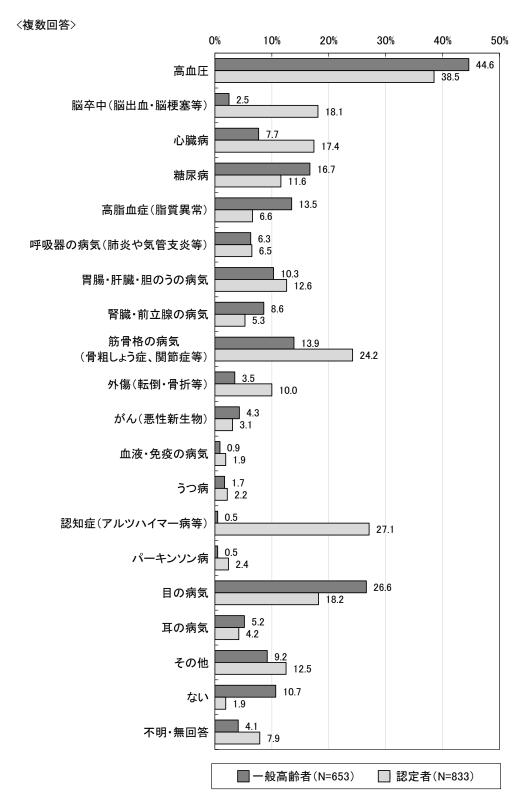


一般高齢者では「配偶者(夫・妻)」が 34.6%と最も高く、次いで「娘」が 23.1%と なっています。

認定者では「介護サービスのヘルパー」が 19.7%と最も高く、次いで「配偶者(夫・妻)」が 12.9%となっています。

問2.健康について

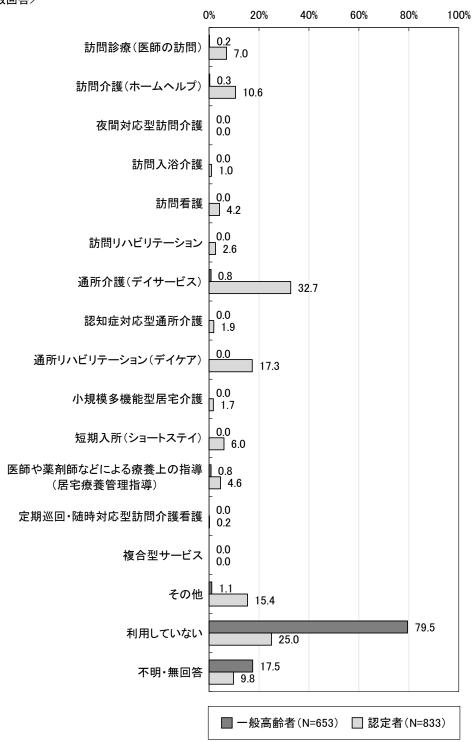
Q1 現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか(あてはまるものすべてにO)



一般高齢者、認定者ともに「高血圧」が最も高く、次いで一般高齢者では「目の病気」、 認定者では「認知症(アルツハイマー病等)」が高くなっています。

Q2 以下の在宅サービスを利用していますか(あてはまるものすべてにO)

〈複数回答〉

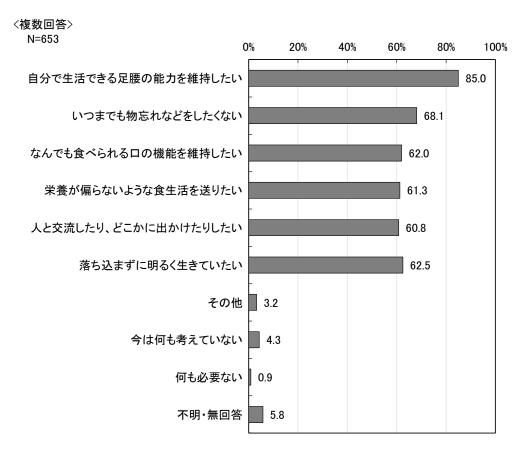


一般高齢者では「利用していない」が79.5%と最も高くなっています。

認定者では「通所介護(デイサービス)」が 32.7%と最も高く、次いで「利用していない」が 25.0%となっています。

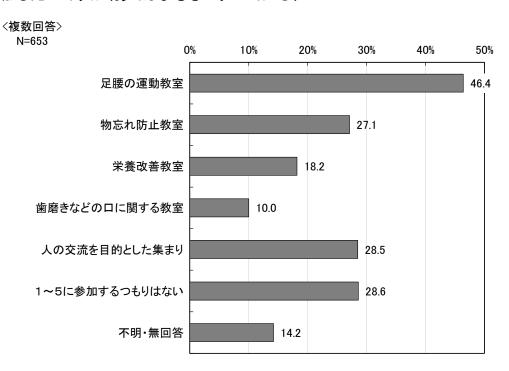
問3.介護予防について【一般高齢者】

Q1 介護・介助が必要にならずに、生きがいがある生活を送るためには、どういった気持ちが必要だと思いますか(あてはまるものすべてにO)



「自分で生活できる足腰の能力を維持したい」が 85.0%と最も高く、次いで「いつまでも物忘れなどをしたくない」が 68.1%、「落ち込まずに明るく生きていたい」が 62.5% となっています。

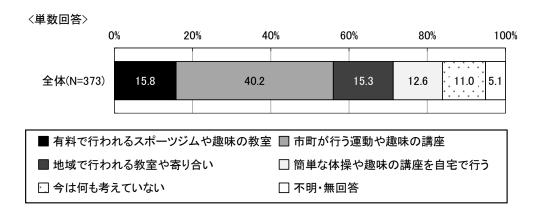
Q2 介護・介助が必要にならずに、生きがいがある生活を送るためには、どういったことに参加したいですか(あてはまるものすべてにO)



「足腰の運動教室」が 46.4%と最も高く、次いで「1~5に参加するつもりはない」が 28.6%、「人の交流を目的とした集まり」が 28.5%となっています。

Q2で「1~5」にOをつけた方のみお答えください

Q3 Q2を行うには、どういった所があればいいと思いますか

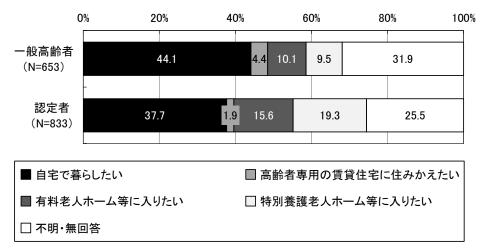


「市町が行う運動や趣味の講座」が 40.2%と最も高く、次いで「有料で行われるスポーツジムや趣味の教室」が 15.8%、「地域で行われる教室や寄り合い」が 15.3%となっています。

問4. 普段の生活について

Q1 自分だけの力で普段の生活を営むことが難しくなった場合の住まいはどのように考えていますか

〈単数回答〉

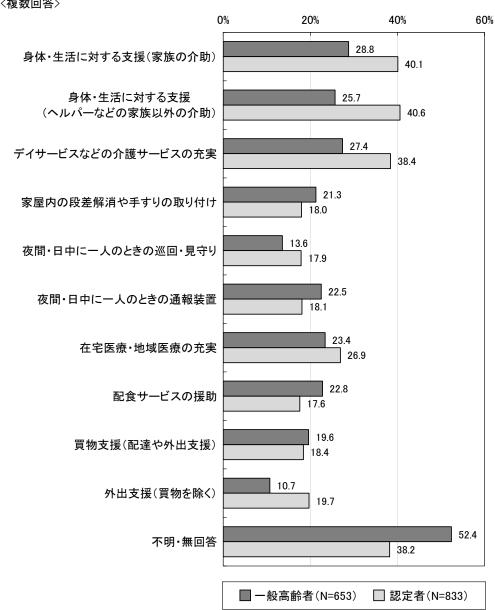


一般高齢者、認定者ともに「自宅で暮らしたい」が最も高く、次いで「有料老人ホーム等 に入りたい」となっています。

Q2 自宅や高齢者用住宅で、将来の生活を安心して営む場合に、必要な支援は何ですか (あてはまるものすべてにO)

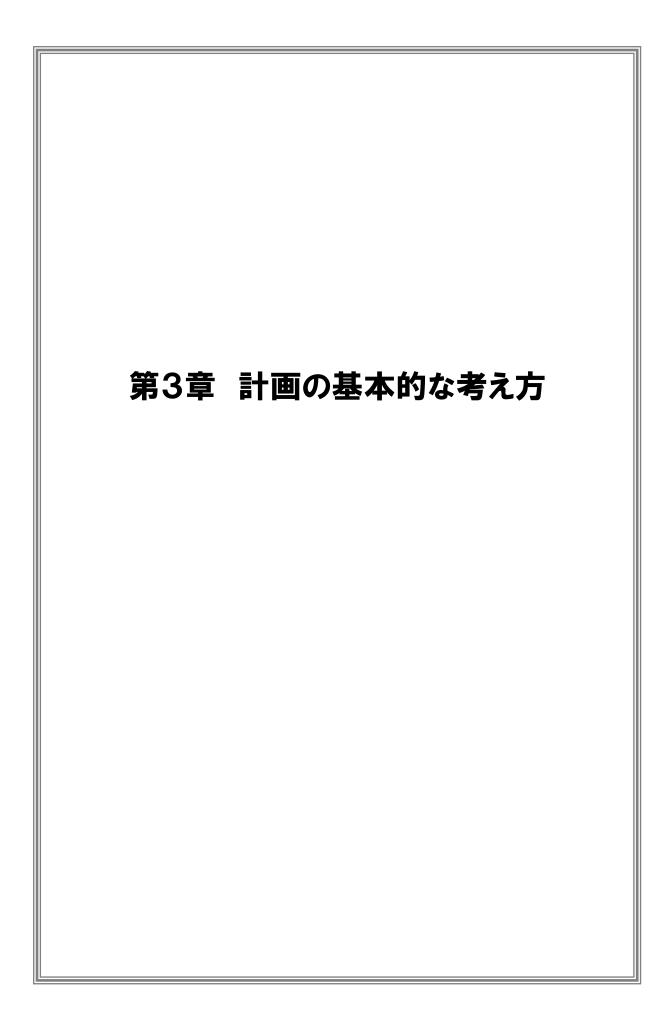
【本人回答】





一般高齢者、では「身体・生活に対する支援(家族の介助)」が 28.8%と最も高く、次いで「デイサービスなどの介護サービスの充実」が 27.4%となっています。

認定者では「身体・生活に対する支援(ヘルパーなどの家族以外の介助)」が 40.6%と 最も高く、次いで「身体・生活に対する支援(家族の介助)」が 40.1%となっています。



第1節 基本理念

今後、小城市での高齢化がますます進展することが予測されるなか、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことが重要です。

そのために、小城市では、『地域包括ケアシステム』を構築しながら、高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会をめざすことが大切になります。

一方、平成 29 年度からの第2次小城市総合計画では、「『誇郷幸輝』〜みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市〜」とし、高齢者福祉分野に関する方針を以下のように掲げています。

【基本構想】

みんなでささえあう やさしいまち

【基本計画】

高齢者福祉・介護の充実

【基本事業】

- ① 介護予防・生活支援の充実
- ② 生きがいづくりの促進

そこで、小城市では、住民と地域の組織・団体、介護や福祉サービスの事業者、行政関係機関などとの協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者がいつまでも健康で、また、高齢者の社会参加の機会が確保できるよう、地域全体で高齢者を支えるまちづくりをすすめます。

以上のような考え方に基づき、本計画の基本理念を、次のように設定します。

基本理念

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って 暮らせるまちづくり

第2節 基本目標

小城市の高齢者を取り巻く現状および総合計画の基本構想などを踏まえ、「地域包括ケアシステム」の構築および充実に向けて、本計画では3つの視点を基本目標として設定します。

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりをすすめながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、各種サービスが一体的に切れ目なく提供されるよう、介護保険サービスや医療保健 サービスに関連する関係機関との連携の推進を図ります。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりか介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

基本目標3 自立と安心につながる支援の充実

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加できる環境づくりに取り組みます。

また、高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの 充実や住民相互の支援体制づくりを推進します。

第3節 施策の体系

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
	1 地域包括支援 センター 運営の充実	①直営地域包括支援センターの設置・運営 ②総合相談機能の充実 ③権利擁護業務の充実 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実 ⑤介護予防ケアマネジメントの充実 ⑥地域ケア会議の充実
基本目標 1 地域で支え合う 仕組みづくり	2 在宅医療・ 介護連携 推進事業の充実	①地域の医療・介護サービス資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥在宅医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧二次医療圏内・関係市町の連携
	3 認知症施策推進 事業の充実	①認知症地域支援推進員の配置②認知症初期集中支援チームによる支援③認知症カフェ/サロンの開催④認知症サポーターの養成⑤物忘れ相談会の開催⑥家族介護者への支援⑦認知症に対する正しい理解の促進
	4 生活支援体制 整備事業の充実	①生活支援コーディネーターの配置 ②協議体の設置と機能の充実
基本目標2	1 健康づくり の推進	①健康づくりに関する取り組みの推進 ②各種健(検)診の受診勧奨
健康づくりと 介護予防の推進	2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	①訪問型サービス②通所型サービス

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標2 健康づくりと 介護予防の推進	3 一般介護予防 事業の充実	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 (ア)いきいき百歳体操 (イ)高齢者ふれあいサロン ④地域リハビリテーション活動支援事業 ⑤一般介護予防事業評価事業
	1 社会参加 の推進	①老人クラブ活動支援事業②高齢者生きがいづくり講座③シルバー人材センター支援事業④敬老会開催助成事業⑤敬老祝賀事業
基本目標3 自立と安心に つながる支援の 充実	2 在宅生活 の継続支援	①食の自立支援事業 ②生きがい対応型デイサービス事業 ③軽度生活支援事業 ④生活管理指導短期宿泊事業 ⑤日常生活用具給付事業 ⑥緊急通報システム整備事業 ⑦あんま・はり・きゅう等施術料助成事業 ⑧紙おむつ等支給事業 ⑨重度要介護者介護用品支給事業 ⑩徘徊高齢者等支援サービス事業 ⑪地域共生ステーション支援事業
	3 安心につなが る取り組み の推進	①避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ②愛の一声運動事業 ③地域資源を活用した住みやすいまちづくり
	4 生活環境 の整備	①養護老人ホーム施設入所措置事業 ②軽費老人ホームなどの適切な利用促進
	5 高齢者の 権利擁護	①成年後見利用支援事業 ②高齢者虐待対応事業

第4章 施策の内容	

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

1 地域包括支援センター運営の充実

① 直営地域包括支援センターの設置・運営

今後、ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの総合相談窓口である地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)が核となり、地域密着型サービス事業所などの地域の関係機関との連携を強化するなど、その機能の充実を図ります。

北部と南部の2か所の地域包括支援センターに加え、平成30年4月1日より地域包括推進係に直営の小城市地域包括支援センター(おたっしゃ本舗小城(仮称))を設置し、両地域包括支援センターと課題や目標を明らかにし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

② 総合相談機能の充実

地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)について、住民への周知徹底を図り、高齢者の福祉・介護 の施策に関する相談・苦情などの対応を拡充していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	市	おたっしゃ本舗 小城(仮称)
同图响字》,6. 文] 发味	清水福祉会/社会福祉協議会	おたっしゃ本舗 小城北/おたっしゃ本舗 小城南

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ相談・ 支援件数	1, 118 件	1, 117 件	1121 件	1, 200 件	1, 250 件	1, 300 件

③ 権利擁護業務の充実

高齢者の権利擁護に関するパンフレットの配布や講習会の開催など、高齢者の権利擁護に関わる制度 などの普及啓発を行い、高齢者虐待などの早期発見に結びつく環境づくりに努めます。

高齢者の権利擁護に関わる相談や苦情に対し、庁内関係部署や関係機関、介護保険サービスなどの事業者、地域の組織・団体が連携して対応するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの活用を支援し、迅速で適切な対応に努めます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実

地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、ケアプラン作成技術の指導・助言や研修会などを開催するとともに、関係機関との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築支援等の事業を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

⑤ 介護予防ケアマネジメントの充実

要支援認定者および事業対象者に対し、身体的・精神的・社会的機能の改善を目標とし、自立支援のためにアセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを実施します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	市	おたっしゃ本舗 小城(仮称)
同断呼がいえ族味	清水福祉会/社会福祉協議会	おたっしゃ本舗 小城北/おたっしゃ本舗 小城南

■実績と数値目標

	実績				数値目標	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
プラン件数	6, 077 件	6, 106件	6, 150 件	6, 300件	6, 350 件	6, 400 件

⑥ 地域ケア会議の充実

介護保険事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体などと連携した地域ケア会議の推進により、 高齢者やその家族に対する支援の充実や、高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた地域 の基盤づくりのため、地域ケア会議や地域ケア個別会議、多職種ネットワーク会議の充実を図ります。

さらに自立支援に向けた地域ケア会議(自立支援型地域ケア会議)と全市的な地域課題の解決に向けた政策形成のための会議(地域ケア推進会議)を開催します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	市	おたっしゃ本舗 小城(仮称)
同图则学》,(1)发际	清水福祉会/社会福祉協議会	おたっしゃ本舗 小城北/おたっしゃ本舗 小城南

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア 会議開催回数 (うち、個別会議)	47 回 (19 回)	39 回 (20 回)	42 回 (20 回)	41 回 (22 回)	41 回 (22 回)	41 回 (34 回)
地域包括支援センター 運営委員会開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

2 在宅医療・介護連携の推進

小城市では、平成 28 年度より多久・小城地区医師会と委託契約を結び、在宅医療・介護連携推進事業を行っています。また、医師会や歯科医師会、介護関係者等多職種による「小城市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、以下の内容について情報収集や意見交換、協議を行っています。また、「啓発・広報部会」、「研修部会」、「情報共有システム部会」の三部会を立上げ、協議をすすめているところです。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関や介護保険事業者などの住所、機能などを調査し、マップを作成します。作成したマップは、地域の医療・介護関係者間の連携に活用していきます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

年3回の「小城市在宅医療・介護連携推進協議会」において、在宅医療・介護連携推進のための課題 抽出とその問題解決を図ります。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談などに対応できるよう、情報連携のシートや退院時ルールなどを整備し、医療と介護のスムーズな連携ができる体制の整備を図ります。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

一人の利用者に対して多職種が連携して医療保険や介護保険サービスを提供する際は、一貫性のある サービスの提供および迅速な情報の共有が不可欠です。小城市では、既に包括支援センターをはじめ、 一部の医療機関においても「カナミックシステム」という I C T システムを利用しています。今後、そ のシステム活用しながら情報共有をすすめていきます。

また、紙ベースでの活用として地域の在宅医療・介護関係者の連絡方法や様式の統一など、地域内で 効率的な情報共有を行う基盤を整えます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

市内の医療機関の地域連携室に相談事業を委託し、介護従事者に医療情報を、また、医療従事者に介護情報を提供するなど、在宅医療・介護連携の円滑化のための支援を行います。

⑥ 在宅医療・介護関係者の研修

在宅医療・医療介護連携をすすめていくため、関係職種が実際に業務をすすめるうえで必要になるさまざまな事項について、北部・南部の地域包括支援センターを中心に多職種ネットワーク会議等の中で、在宅医療・介護連携をテーマに研修会を開催し、連携を深めていきます。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護の連携が円滑にすすんでいくためには、医療保健サービスや介護保険サービスの関係者の連携・努力と伴に、患者や利用者、またその家族である地域住民の在宅医療についての理解が必要となります。今後、地域住民への普及・啓発活動を行います。

⑧ 二次医療圏内・関係市町の連携

隣接する佐賀市など二次医療圏内の医療機関を受診する事例も多くあることから、退院時からの医療・介護連携は必須となります。今後、関係市町とともに協議をすすめます。

3 認知症施策推進事業の充実

小城市における高齢者要望等実態調査において、介護・介助が必要になった主な原因としては認知症が最も多く、全体の約3割強を占めています。

小城市では、認知症の人とその家族への対応を含めた、以下の施策の充実を図ります。

① 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、医療機関や介護保険サービス事業所、地域の組織・団体などにつなぐための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置します。

小城市では、平成 28 年度より市(地域包括推進係内)に 1 名配置し、相談や訪問を実施しています。 さらに平成 29 年度には、北部・南部の地域包括支援センターにも 1 名ずつ配置しており、連携しながら認知症の人やその家族を支援していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	市	おたっしゃ本舗 小城(仮称)
	清水福祉会/社会福祉協議会	おたっしゃ本舗 小城北/おたっしゃ本舗 小城南

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	_	1人	3人	3人	3人	3人

② 認知症初期集中支援チームによる支援

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、主治医や認知症サポート医の助言を受けながら支援と評価を行い、本人や家族などに対する初期の支援を包括的・集中的に行い、 自立生活をサポートします。

小城市では、平成 28 年度末に「認知症サポート医」、「介護支援専門員(ケアマネジャー)」、「市保健師」で直営の支援チームを立ち上げました。今後は認知症高齢者が増加することが見込まれるため、新たにチーム員に訪問看護師等を加えることとしています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援を受けた 人数	_	_	2 人	4人	5人	6人
支援回数	_	_	4 回	12 回	20 回	24 回

③ 認知症カフェ/サロンの開催

認知症のことや物忘れなどが気になりはじめた本人や家族、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら情報や仲間が得られ、社会とつながることができる場とするために、認知症カフェならびに認知症サロンを開催します。

認知症カフェは、認知症家族支援の拠点と位置づけ、家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症の人やその家族、地域住民、福祉や介護の専門職など、認知症に関わるさまざまな人たちが集い、気軽に立ち寄って息抜きや悩みの相談、情報交換、介護者同士の交流ができる場として開催します。

認知症サロンは、認知症のことや物忘れなどが気になりはじめた本人や家族の通いの場(居場所)となることをめざし、平成 29 年度より医療機関型、若年性対応型、地域型を開催しています。さらに今後は、地域や介護保険サービス事業所などで、サロンやカフェが開催できるよう支援を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	市/委託事業者	認知症カフェ・サロンを開催する場所

■実績と数値目標(認知症カフェ)

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催か所数	_	_	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所
開催回数	_	_	12 回	20 回	24 回	36 回
延参加者数	_	_	36 人	60 人	72 人	150 人

■実績と数値目標(認知症サロン:医療機関型)

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催か所数	_	_	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
開催回数	_	_	12 回	12 回	12 回	12 回
延参加者数	_	_	40 人	84 人	96 人	120 人

■実績と数値目標(認知症サロン:若年性対応型)

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催か所数	_	_	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
開催回数	_	_	11 回	12 回	12 回	12 回
延参加者数	_	_	12 人	24 人	48 人	60 人

■実績と数値目標(認知症サロン:地域型)

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催か所数	_	_	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
開催回数	_	_	7 回	15 回	15 回	15 回
延参加者数	_	_	60 人	225 人	225 人	225 人

④ 認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)を養成するための講座を実施しています。

現在、一般住民だけでなく、小・中学校や高校、職場等でも認知症サポーター養成講座を実施しています。また、平成 28 年度には金融機関の職員を対象とした講座も実施しました。

今後も広報活動を強化し、多くの人たちに対して認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域 に認知症サポーターを増やすことで認知症高齢者の見守り体制を整えます。

さらに今後は、サポーターの定期的な研修や、地域の中でできる活動の場をつくるフォローアップ体制の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	市 地域包括支援センター	小城市内

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数	9 回	6 回	5 回	8 回	9 回	10 回
受講者数	502 人	207 人	355 人	310 人	350 人	450 人
サポーター活動登録者数	62 人	11 人	35 人	37 人	52 人	90 人

⑤ 物忘れ相談会の開催

認知症や物忘れに関する相談を受け、早期に適切な治療・サービスに結びつけるとともに家族の介護の負担軽減を図ります。

北部地域包括支援センター(おたっしゃ本舗 小城北)において、全市民を対象に月1回の定例開催として実施します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	北部地域包括	北部地域包括支援センター
	支援センター	(おたっしゃ本舗 小城北)

■実績と数値目標

	実績		数値目標			
	平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 (見込み)		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
相談回数	10 回	2 💷	4 回	6 回	8 💷	12 回
相談人数	12 人	3人	5人	9人	12 人	36 人

⑥ 家族介護者への支援

認知症カフェや認知症サロンの開催を広め、その中で認知症高齢者を介護する家族を支援するため「家族会」の立ち上げを目指し、参加者同士の交流や学習会、ミニイベントなどを通して、介護ストレスの解消、認知症の理解の促進に努めます。

⑦ 認知症に対する正しい理解の促進

認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、講演会の開催やパンフレットなどの各種広報 媒体を用いた周知啓発活動を継続していきます。また、認知症の人や家族が状態に応じた適切なサービ ス提供の流れを理解できるよう、認知症ケアパスの作成と普及を推進します。

4 生活支援体制整備事業の充実

小城市における高齢者要望等実態調査において、将来の生活を安心して営む場合に必要な支援としては、家族やヘルパー等による身体・生活に対するものとの回答が最も多く、日常生活に不安を持つ高齢者が多数いることから、平成 27 年 4 月の介護保険法改正にもある、高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制整備を以下のとおり推進していきます。

① 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置します。

国は生活支援コーディネーターについて、第1層は市町村全域を、第2層は日常生活圏域(中学校区域等)を対象に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発などの資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを主たる役割を担っているとしています。

小城市では、平成 28 年度より市全体を対象とした「第1層」の生活支援コーディネーターを市(地域包括推進係内)に 1 名配置しています。平成 29 年度は各地域包括支援センターが担当する地区を対象とした「第2層」の生活支援コーディネーターを配置しており、旧 4 町ごとの高齢者の実態と課題を把握しているところです。さらに平成 30 年 4 月には、三日月町を担当する直営の地域包括支援センターにも「第2層」の生活支援コーディネーターを配置します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所		
高齢障がい支援課	市	おたっしゃ本舗 小城(仮称)		
	清水福祉会/社会福祉協議会	おたっしゃ本舗 小城北/おたっしゃ本舗 小城南		

上段:第1層	段:第1層 実績		数値目標			
下段:第2層	平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	_	1人	1人	1人	1人	1人
配但人数	_	_	2 人	3 人	3 人	3 人

② 協議体の設置と機能の充実

平成 28 年度より開始した「介護予防と地域づくり勉強会」を旧 4 町で開催し、平成 29 年度に第 2層協議体を立ち上げました。平成 30 年度からはそれぞれの地域にあった具体的な内容で取組んでいきます。また、市全体を対象とした第 1 層協議体は、地縁組織や NPO 法人、社会福祉法人等の団体、第2層協議体代表者等で構成し、その機能充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	
高齢障がい支援課	市	
同图]]学7.0.又]发味	清水福祉会/社会福祉協議会	

■実績と数値目標

	実績		数値目標			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第1層協議体 設置の有無	_	_	無	有	有	有
第2層協議体 設置数	_	_	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
協議体会議 開催回数	_	1	12 回	15 回	15 回	15 回

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

① 健康づくりに関する取り組みの推進

市町村健康増進計画にあたる「小城市健康プラン」に基づき、運動・スポーツや食生活の見直しなどによる高齢者の健康づくりを推進します。

② 各種健(検)診の受診勧奨

「小城市特定健診等実施計画」・「データヘルス計画」に基づき、特定健診・特定保健指導の目標受診(実施)率の達成をめざして、健(検)診などの周知・啓発を行い、健(検)診および本人自身の健康管理などに対する意識向上を図ります。

また、各種がん検診や後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健診についても、受診啓発を行います。

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

予防給付(要支援者)のうち、訪問介護、通所介護について既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用してサービスを行なっていきます。

① 訪問型サービス

(ア)訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や家事などの日常生活の援助を行います。従来の介護予防訪問介護に相当するものです。

(イ) 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

訪問介護事業所などが実施する緩和した基準による訪問型サービスを提供します。

佐賀中部広域連合との協議・調整もあり具体的な方法は未定ですが、生活支援サービスにおいて従 事者の資格要件の緩和等によりサービス内容を決め、小城市の委託事業を勧めていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	介護保険サービス事業者等	利用者の自宅

	実績		数値目標			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	_	_	_	_	10 人	15 人
訪問回数	_	_	_	_	480 回	720 回

② 通所型サービス

(ア) 通所介護

通所介護事業所などにおいて、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。従来の介護予防通所介護に相当するものです。

(イ) 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

通所介護事業所などが実施する緩和した基準による通所型サービスを提供します。 佐賀中部広域連合との協議・調整が必要ですが、集いの場、レクリエーションを中心とした内容で、 人員基準や従事者の資格要件等の緩和による小城市の委託事業をすすめていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	介護保険サービス事業者等	介護保険サービス事業所

■実績と数値目標

	実績		数值目標			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	_	_	_	30 人	30 人	30 人
実施回数	_	_		96 回	144 回	144 回

3 一般介護予防事業の充実

① 介護予防把握事業

医療機関や民生委員などからの情報提供や、関係課係や関係機関との連携により収集した情報などを活用しながら、何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動につなぎます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するチラシやパンフレットの作成・配布を行い、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

また、これまで一次予防や二次予防事業として取り組んできた介護予防事業(元気アップ教室・脳いきいき教室・ヤングシニア教室・アクティブシニア教室)を整理し、個人に対する支援から、地域介護 予防活動支援事業の「いきいき百歳体操」を中心に住民主体の通いの場づくりに努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所		
高齢障がい支援課	未 式 声 要 才	通所事業:委託事業所など		
	委託事業者	訪問事業:利用者の自宅		

■実績と数値目標

(元気アップ教室:体力維持や筋力アップのための運動教室)

	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	
実施か所数	5 か所	5 か所	4 か所	
延参加者数	3, 386 人	2, 832 人	3, 753 人	
実施回数	120 回	99 回	144 回	

■実績と数値目標

(脳いきいき教室:認知症を予防するための教室)

	実績				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)		
延参加者数	136 人	131 人	140 人		
実施回数	12 回	14 回	12 回		

■実績と数値目標

(介護予防教室 ヤングシニア教室:65~74歳の高齢者を対象とした介護予防教室)

	· · · · · · · ·			
	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	
延参加者数	224 人	266 人	180 人	
実施回数	13 回	13 回	12 回	

■実績と数値目標

(介護予防教室 アクティブシニア教室:75歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室)

·			354 - 5 1 - 3 1 5	
	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	
延参加者数	207 人	262 人	252 人	
実施回数	12 回	12 回	12 回	

(オレンジ大学:認知症を予防するための教室)…平成31年度以降は自主活動に移行する

		実績			数值目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
実施回数	56 回	50 回	51 回	55 回	_	_	
登録者数	81 人	74 人	80 人	85 人	_	_	
延参加者数	1, 262 人	997 人	1,008人	1, 100 人	_	_	

■実績と数値目標

(口腔訪問指導)対象者:福祉サービス利用者や総合相談等においてチェックリストにより必要と判断 された人

※対象者の状況により、2~6回の訪問を行う。

	実績		数値目標			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人数	_	_	10 人	20 人	20 人	20 人

■実績と数値目標

(うつ・閉じこもり訪問)対象者:福祉サービス利用者や総合相談等において、うつ・閉じこもりにより生活機能の低下の恐れがある人

※対象者の状況により、2~4回の訪問を行う。

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実人数	_	_	10 人	24 人	30 人	36 人

③ 地域介護予防活動支援事業

(ア) いきいき百歳体操

平成 27 年度より住民主体の通いの場として重点的に勧めている事業で、年々開催地区も増えてきています。「いきいき百歳体操」は日常生活でよく使う腕や足などの大きな筋肉を鍛える高齢者向けの介護予防体操です。地域住民の主体的な運営と参加により、市全域に広げていきます。また、各地域との交流会等を通して活動の充実を図っていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	地域住民	地区公民館など

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施か所数	3 か所	11 か所	20 か所	30 か所	40 か所	50 か所
延参加者数	259 人	7, 754 人	14, 400 人	21,600 人	28, 800 人	35, 245 人

(イ) 高齢者ふれあいサロン

保健福祉センター、地区公民館を会場に高齢者の集いの場として開催しており、高齢者の社会参加 と閉じこもり防止のために実施しています。現在、小城市の約 5 割の地区で開催していますが、全 地区で開催されるようサロンの立ち上げを支援していきます。

また、開催しているサロンは、担当職員の指導に頼らず、住民主体である自主サロンへの移行を目指します。平成25年度より自主サロンに移行した地区は25か所で、平成29年11月末で40か所になりました。しかし、参加者の高齢化に伴い中止した地区もありますので、地域の婦人会や子供たち等との交流により充実を図り、継続できるように支援していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	地域住民	保健福祉センター・地区公民館など

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施か所数	82 か所	84 か所	89 か所	90 か所	93 か所	96 か所
延参加者数	10, 376 人	8, 915 人	9, 612 人	9, 720 人	10,040 人	10, 200 人
実施回数	1, 452 回	1, 312 回	1,424 回	1, 440 回	1,488 回	1,530回

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者を対象とした「いきいき百歳体操」にリハビリテーション専門職などを派遣し、事業の評価や 助言などを求めることで、地域における介護予防に関する取り組みの機能強化を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	理学療法士 作業療法士	「いきいき百歳体操」の会場

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
派遣回数			6 回	6 回	9 回	9 💷

⑤ 一般介護予防事業評価事業

事業評価として平成 25 年度より西九州大学と協働で、参加している高齢者の身体能力検査や認知機能検査を実施していますが、今後も継続して年度ごとに事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかの評価を実施し、内容の見直しを行います。

基本目標3 自立と安心につながる支援の充実

1 社会参加の推進

① 老人クラブ活動支援事業

老人クラブ育成と充実を図るため、市老人クラブ連合会ならびに市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブに対し支援を行なっています。具体的な内容として友愛ヘルプ事業、老人福祉大会、花づくり事業、健康づくり講座、スポーツ普及事業などの活動に対し、連合会および単位老人クラブへ補助金を交付しています。若手高齢者の参加が減少し、クラブ数、会員数が減少しており前回の計画と同様に会員数の拡大を目指す活動を支援します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
クラブ数	33 クラブ	32 クラブ	31 クラブ	31 クラブ	32 クラブ	32 クラブ
登録会員数	1, 497 人	1, 458 人	1, 403 人	1, 430 人	1, 440 人	1, 440 人

② 高齢者生きがいづくり講座

保健福祉センターにおいて、生きがいづくりに意欲のある 65 歳以上の高齢者を対象に、趣味や教養、情報・知識などの提供、支援を目的とした講座を開催しています。健康マージャンや園芸等新しい講座も増え、より魅力ある内容にしていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
高齢障がい支援課	委託事業者	保健福祉センター

実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講座数	10 講座	11 講座	11 講座	12 講座	12 講座	12 講座
実施回数	131 回	145 回	144 回	168 回	168 回	168 回
実受講者数	225 人	220 人	219 人	220 人	220 人	222 人
延受講者数	1, 534 人	1, 798 人	1, 764 人	1,800人	1,800 人	1,824人

③ シルバー人材センター支援事業

高齢者が自らの経験と能力を生かして社会参加と生きがいづくりを行う小城市シルバー人材センター に対し、運営事業の補助金を交付し、シルバー人材センターの支援を行います。

シルバー人材センターの事業の中に新しく生活支援のサービスにも(電球の取替えや住宅・畑の草む しり等)取組んでもらえるよう協議していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

		実績			数値目標	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	158 人	159 人	161 人	160 人	162 人	162 人
就業者実数	97 人	101 人	100 人	100人	102 人	102 人

④ 敬老会開催助成事業

できるだけ身近な地域で高齢者をお祝いし、地域の活性化と高齢者の社会参加を図るため、地域の実情にあったさまざまな形態で行政区などが開催する敬老会に対し、賄材料費、食料費の一部の経費を助成します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催区数	150 区	148 区	150 区	150 区	150 区	150 区
対象者数	6,064 人	6, 164 人	6, 137 人	6, 140 人	6, 152 人	6, 165 人

⑤ 敬老祝賀事業

社会に尽くされた高齢者を敬い、長寿を祝うため、80歳・88歳・100歳の高齢者に対し、敬老祝い金を支給します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数	612 人	1, 104 人	683 人	638 人	737 人	724 人

[※]平成 28 年度支給分から対象者の年齢基準日を変更したため、その経過措置として平成 28 年度は対象者数が増加しています。

2 在宅生活の継続支援

① 食の自立支援事業

食の確保が困難で安否確認を要する虚弱なひとり暮らしなどの高齢者に、栄養のバランスが取れた食事(昼食・夕食)を提供し、あわせて利用者の安否確認を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	委託事業者

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	66 人	49 人	62 人	65 人	67 人	70 人
延配食数	18, 406 食	16, 738 食	17,086 食	17, 500 食	17, 700 食	18,000食

② 生きがい対応型デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、給食サービス、生きがい活動(趣味・創作活動)などの介護予防サービスを提供することによって自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

平成 25 年度より事業評価を実施したうえで内容等を検討し、閉じこもり予防だけでなく、筋力維持、 認知機能低下を防ぐ等の介護予防をより意識した内容で実施しています。

今後も、介護保険サービスに移行しないように水際で予防できる事業として内容の充実を図っていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	委託事業者

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	152 人	139 人	150 人	155 人	157 人	159 人
実施回数	458 回	458 回	458 回	458 回	458 回	458 回
参加延人数	3, 412 人	3, 384 人	3, 534 人	3, 550 人	3, 560 人	3, 570 人

③ 軽度生活支援事業

ひとり暮らし高齢者などの生活支援策として、介護保険の対象とならない虚弱な高齢者などに対して、 ホームヘルパーが訪問して掃除や洗濯、買い物などの家事支援や生活指導などの日常生活援助を行いま す。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	委託事業者

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用人数	284 人	253 人	228 人	235 人	240 人	240 人
訪問回数	1, 120 回	1, 072 回	960 回	1,020 回	1,044 回	1,044 回

④ 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の対象とならない高齢者で、社会適応が困難な人や虚弱、病後、家族の急な旅行などの理由で支援が必要な場合に、施設への一時的な入所を行い、生活習慣などに関する支援・指導を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	委託事業者

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数	2 人	8人	8人	8人	8人	8人
利用日数	11 日	61 日	56 日	40 日	40 日	40 日

⑤ 日常生活用具給付事業

在宅の低所得の高齢者で、必要性が認められる人に日常生活用具(電磁調理器など)の給付や貸与を行うことで日常生活の便宜を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数	0人	1人	1人	2人	2人	2人

⑥ 緊急通報システム整備事業

見守りが必要なひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯などに対し、急病や事故、災害などの 緊急事態に備えるため、各対象世帯に通報装置の端末機を設置し、警備会社が 24 時間体制で受付対応 することで、不安の解消および安否確認を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	委託事業者

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用件数	79 件	58 件	63 件	65 件	65 件	65 件

⑦ あんま・はり・きゅう等施術料助成事業

65 歳以上の高齢者であんまなどの施術を必要とする人に対し、健康の保持増進に寄与するために施術券を給付します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
交付人数	877 人	866 人	850 人	860 人	860 人	860 人

⑧ 紙おむつ等支給事業

在宅で常時失禁状態にある人で、要介護3・4・5の認定の人に対し、紙おむつクーポン券を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援し、あわせて家族介護者の経済的負担を軽減します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	54 人	42 人	30 人	40 人	40 人	40 人

⑨ 重度要介護者介護用品支給事業

在宅で常時失禁状態にある人で、要介護4・5の認定の人で、かつ住民税非課税世帯に該当する人に対し、紙おむつクーポン券を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援し、あわせて家族介護者の経済的負担を軽減します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	16 人	11 人	10 人	10 人	10 人	10 人

⑪ 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

認知症による徘徊高齢者を介護している家族などに対して、専用端末機を貸与することにより、徘徊 行動などにより所在不明となった高齢者を早期発見するとともに、介護者の安心で安定的な生活を支援 します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	委託事業者

■実績と数値目標

		実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
貸与件数	0 件	0件	1件	1件	1件	1件	

① 地域共生ステーション支援事業

地域共生ステーションの整備や運営などに対する支援を行います。

地域共生ステーションとは、子どもから高齢者まで年齢を問わず、また、障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、デイサービスやサロン、ショートステイ、子どもや障がいのある子どもの預かりなど、さまざまな福祉サービスを、地域住民や地域単位の組織、ボランティアなどの協力を得て提供する施設です。誰もが気軽に利用できる地域交流の場所でもあります。地域共生ステーションには、高齢者を中心にサービスを提供する「宅老所」と高齢者から子どもまで幅広く寄り処の場として事業展開されている「ぬくもいホーム」があります。

3 安心につながる取り組みの推進

独居高齢者、高齢者世帯をはじめ、すべての高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるため に、以下の取り組みを推進します。

① 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

「小城市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、日頃から高齢者などの所在を把握するとともに、 行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などの協力を得ながら避難勧告などの防災情報の 伝達体制の確立をはじめ、地域全体で安否確認や避難誘導を行っていきます。

また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難支援の検討や避難支援を行う人(支援者)の確保などのための同名簿の事前利用に対する同意取得をすすめています。

② 愛の一声運動事業

見守りなどを行う訪問連絡員(近隣の人などのボランティア)を配置し、ひとり暮らしの高齢者などの孤独感の解消や生活状況の把握、安否確認を行います。また、老人クラブ事業の「友愛ヘルプ事業」 や民生委員との連携により、普及活動を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	訪問連絡員

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問連絡員数	277 人	252 人	240 人	245 人	245 人	250 人
対象者数	301 人	267 人	219 人	220 人	220 人	225 人

③ 地域資源を活用した住みやすいまちづくり

ひとり暮らし高齢者などの見守りについては、民生委員・児童委員や生活支援ヘルパーによる見守り、 近隣の住民による「愛の一声訪問」による見守りを行っていますが、より幅広い見守りを図るため、民 間や公共の事業所と登録や協定を結び、「高齢者安心ネットワーク」として地域で支えあえる体制を構 築しています。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者が増加していることから民間との「見守り協定」を結んでいます。住み慣れた地域で生活ができるように地域住民を含め、さまざまな事業所や企業との連携を深めていきます。

また、買い物支援として、市内の事業者や店舗の協力を得て、「小城市買い物支援協力店」(おとどけ店:衣食住の商品の配達や出張してのサービスを提供する訪問支援店、よりどころ店:店内での補助や休憩所として気軽に利用できる店内での買い物環境に配慮された店)の制度を推進します。

■高齢者安心ネットワーク事業・協力事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
協力事業者数	59	61	61
主な事業所	建設・工事業、運輸業、力卸・小売業(商店、コント	(デイサービス、訪問介護、	產施設

■小城市買い物支援協力店

分 類	内 容	平成 25 年度	平成 28 年度
A.おとどけ店	衣食住の商品の配達や出張でのサービスを提供 する訪問支援店	50 店(事業所)	48 店(事業所)
B.よりどころ店	店内での補助や休憩所として気軽に利用できる 店内での買い物環境に配慮された店	20 店(事業所)	18 店(事業所)
	協力実店舗	70 店(事業所)	66 店(事業所)

[※]上記と別に郵便局、コンビニチェーンと協定を締結。

4 生活環境の整備

① 養護老人ホーム施設入所措置事業

老人福祉法に基づき、環境および経済的理由によって在宅での生活が困難な高齢者を保護し、養護する目的でつくられた施設です。そこでの高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するため、高齢者の心身の健康保持と生活環境の向上に必要な指導および援助を行います。

なお、小城市に「養護老人ホーム松尾山大成園」があります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
措置者数	31 人	26 人	26 人	27 人	27 人	28 人

② 軽費老人ホームなどの適切な利用促進

老人福祉法に基づく軽費老人ホーム(ケアハウス)(市内2か所)について、また、高齢者の居住施設としての有料老人ホームやサービス付高齢者専用住宅などについて、適切な利用を促進していきます。

5 高齢者の権利擁護

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者、知的障がいのある人および精神障がいのある人に対して、 費用負担が困難なために利用することができない場合、申立費用などの必要な助成を行うことで、支援 をしています。

また、成年後見市長申立てによる対応で認知症高齢者などの権利擁護を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
高齢障がい支援課	市

■実績と数値目標

		実績			数値目標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用者数	0人	0人	3人	5人	5人	5人	

② 高齢者虐待対応事業

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」を踏まえ、 高齢者の家族や高齢者施設における虐待案件に迅速に対応し、高齢者の権利擁護を図ります。虐待対応 については、小城市高齢者虐待対応マニュアルに準じて行うものとします。

また、啓発活動については、地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)と協力し、市報などの媒体や 説明会などを開催するなど、高齢者虐待を防止するため、市民に対しての啓発活動を行います。 資料編

〇小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会設置要綱

平成 26 年 3 月 28 日

告示第24号

(目的)

第1条 市の福祉行政に関する諸計画の策定にあたり、幅広い視点から意見を求めるため、小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この告示において、小城市福祉関係計画とは、次に掲げる計画をいう。
 - (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により定める小城市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)
 - (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項の規定により定める小城市高齢者福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)
 - (3) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定により定める小城市障がい者 計画(以下「障がい者計画」という。)
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 88 条の規定により定める小城市障がい福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)

(部会)

- 第3条 懇話会には、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項について、意見を述べるものとする。
 - (1) 地域福祉計画部会 地域福祉計画に関すること。
 - (2) 高齢者福祉計画部会 高齢者福祉計画に関すること。
 - (3) 障がい者福祉計画部会 障がい者計画及び障がい福祉計画に関すること。

(組織)

- 第4条 各部会は、別表に掲げる委員数以内で組織する。
- 2 各部会の委員は、別表に掲げる団体に所属する者をあてるものとする。

(任期)

第5条 各部会の委員の任期は、第2条に定める小城市福祉関係計画の策定に必要な期間とする。 (会長及び副会長)

- 第6条 各部会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、部会を代表し、部会を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 部会は、市長が招集する。

(庶務)

第8条 地域福祉計画の懇話会の庶務は福祉部社会福祉課において、高齢者福祉計画、障がい者 計画及び障がい福祉計画の懇話会の庶務は福祉部高齢障がい支援課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(小城市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 小城市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱(平成 17 年小城市告示第 179 号)
 - (2) 小城市高齢者福祉計画に関する有識者懇談会設置要綱(平成 17 年小城市告示第 180 号)
 - (3) 小城市障害者計画策定委員会設置要綱(平成 17 年小城市告示第 231 号)
 - (4) 小城市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成 18 年小城市告示第 76 号) 附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 29 号)
 - この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 30 号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 28 日告示第 81 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

高齢者福祉計画部会のみ抜粋

部会名	団体	委員数
高齢者福祉計画部会	老人クラブ連合会	11 人以内
	婦人会	
	保健福祉事務所	
	保健医療関係団体	
	介護老人福祉施設	
	民生委員	
	学識経験者	
	社会福祉協議会	
	シルバー人材センター	

〇小城市高齢者福祉計画有識者懇話会委員名簿

番号	役職	氏 名	所 属	職名
1	会長	島内義弘	多久・小城地区医師会	会 長
2	副会長	山口 則幸	小城市シルバー人材センター	事務局長
3	委員	藤田寛	小城・多久歯科医師会	代表
4	委員	古賀 壽美	小城市老人クラブ連合会	会長
5	委員	吉田 陸代	小城市地域婦人会	副会長
6	委員	長谷川定	佐賀中部保健福祉事務所	所 長
7	委員	江頭 茂樹	社会福祉法人 清水福祉会 特別養護老人ホーム 清水園	事務長
8	委員	原田繁美	小城市社会福祉協議会	事務局長
9	委員	上城憲司	学識経験者(西九州大学)	教授
10	委員	中牟田 正彦	小城市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長

〇小城市高齢者福祉計画有識者懇話会検討経過

	期日	内容	
第1回	平成29年8月2日(水)	1. 会長・副会長選出	
		2. 協議事項	
		(1) 高齢者福祉計画の概要説明	
		(2)高齢者福祉計画策定スケジュール	
		(3) 高齢者等の状況	
		(4) 高齢者福祉事業・サービスの現状	
		(5) 高齢者福祉計画の策定方針	
		3. その他	
第2回	平成 29 年 10 月 18 日 (水)	1. 協議事項	
		(1) 小城市高齢者要望等実態調査結果報告書の説明	
		(2) 計画骨子案の検討	
		(3) その他	
第3回	平成 29 年 12 月 15 日 (金)	1. 協議事項	
		(1)小城市高齢者福祉計画(案)について	
		(2) 基本目標の内容についての説明、意見及び質疑応答	
		(3) その他	
		パブリックコメントについて	
パブリッ	クコメント	平成30年2月1日~平成30年3月2日までの期間に、市	
		民の意見を募集	
第4回	平成 30 年 3 月 26 日 (月)	1. 挨拶	
	予定	2. 協議事項	
		(1) パブリックコメントについて	
		(2) 小城市高齢者福祉計画(最終案)について	
		(3) その他	

用語解説

あ行

◇ NPO (法人)

NPOとは、Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

◇ おたっしゃ本舗

佐賀中部広域連合管内の地域包括支援センターの愛称。高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して過ごしていけるよう支援する、介護や健康に関する総合相談窓口のこと。地域包括支援センターがより身近で親しみやすいものとなるよう愛称を募集し、「おたっしゃ本舗」という愛称に決定した。

か行

◇ 介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」と しての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。

◇ 介護保険制度

加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故(この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事)とする保険制度の総称。社会保険の一つ(他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある)。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に応じて必要な保険給付(サービスの利用料を保険料・税金で補助すること)を行う。

◇ 介護予防

元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分ら しい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合っ た健康づくりを行うことを指す。

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成 23 年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成 26 年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食サービス等)、介護予防ケアマネジメント(ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う)があり、要介護(要支援)認定で「非該当」に相当する第1号被保険者(高齢者)や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護

と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年3月末までに全市町村で実施するよう、各市町村で整備が進められている。

◇ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

◇ 介護老人保健施設(老人保健施設)

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

◇ キャラバン・メイト

地域・職域において、認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

◇ 協議体

生活支援の基盤整備の充実化を図るためには、サービスを担う多様な主体の参画が必要であることから、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発を推進することを目的に、生活支援コーディネーターや地域における生活支援の担い手などの定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもの。

◇ 共生型サービス

障がいのある人が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがあるなかで、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人がともに利用できるサービス。介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするもの。

◇ ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク(導入)、②アセスメント(課題分析)の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定と実施(ケアプランに沿ったサービス提供)、⑤モニタリング(ケアプランの実施状況の把握)、⑥評価(ケアプランの見直し)、⑦終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。

◇ ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身

の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

◇ 軽費老人ホーム(ケアハウス)

身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を自治体の助成を受ける形で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

◇ 高齢者(高齢化率・前期高齢者・後期高齢者)

一般に、おおむね 65 歳以上の人をいい、総人口に占める 65 歳以上の人の割合を高齢化率という。高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。高齢者のうち 65 歳以上 74 歳以下を「前期高齢者」、75 歳以上を「後期高齢者」という。

◇ 高齢者虐待

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躙し 心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律(高齢者虐待防止法)」では、身体的虐待(身体拘束を含む)、性的虐待、心 理的虐待、介護や世話の放棄(ネグレクト)、経済的虐待が定義されている。

さ行

◇ 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、市町村や医師会等職能団体が事業 主体として実施する事業。事業主体(在宅医療・介護連携拠点事業者)は、地域の医師・歯 科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャーなど多職種と協働して、地域の特性に応じた在 宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供 をめざすとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的に取り組む。

◇ 作業療法士(OT)

理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神 に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビ リテーションを行う医療専門職。

◇ サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」において、介護・医療と連携し、高齢者への生活支援サービスを提供する賃貸住宅とされ、都道府県知事の登録を受けたものをいう。平成23年4月の改正により、それまでの高齢者円滑入居賃貸住宅制度を廃止し、国土交通省・厚生労働省共管の制度として創設された。居住部分の床面積25平方メートル以上、バリアフリー、状況把握サービスおよび生活相談サービスの提供、賃貸借契約などの居住の安定が図られた契約などの登録基準を満たす必要がある。

◇ サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育 て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

◇ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人。

◇ 生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置など(「生活支援体制整備事業」)を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取り組み、を総合的に推進する。

◇ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

◇ 宅老所

一般的に法令に定義のない民間の福祉サービスを提供する施設。高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険サービスなどの既存制度の範囲では手が届かない部分(人)にもきめ細かく対応し、地域に密着した独自の福祉サービスを提供する。民家等を改修した建物を使うところが多く、家庭的な雰囲気のなかでサービスが提供されている。

◇ 団塊の世代

昭和 22 年(1947 年) ~24 年(1949 年) 頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた 世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2~3割程度人口が多い。

◇ 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。

- ① 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること
- ② 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること
- ③ 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること

◇ 地域共生ステーション

子どもから高齢者まで年齢を問わず、また障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、 住み慣れた地域において安心して生活していくことができるよう、さまざまな福祉サービス を事業所やボランティアなどが協働し、支援していく地域の拠点。

◇ 地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

◇ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

◇ 地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

◇ 地域密着型サービス

認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域のなかで提供される多様で柔軟な介護サービス。保険者である市町村が 事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。

◇ 特定健康診查・特定保健指導

特定健康診査とは、自治体や企業の医療保険者が実施している糖尿病などの生活習慣病と その予備群の人を早期発見するための健診。対象年齢は 40 歳から 74 歳。腹囲や血圧など から内臓肥満症候群(メタボリックシンドローム)、または、その前段階と認められた健診 受診者に対し、保健師や管理栄養士が運動指導や栄養指導を行う(特定保健指導)。

な行

◇ 二次医療圏

高度あるいは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応し、医療機関相互の機能分担と連携に基づく包括的な保健医療サービスを県民に提供していくための基礎となる圏域。

◇ 日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

◇ 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場。

◇ 認知症ケアパス

早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への支援を実施する体制を示したもので、地域ごとに認知症の状態に応じた適切なサービスを提供するための連携の仕組み。

◇ 認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座。

◇ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的(おおむね 6 か月)に行い、自立生活のサポートを行う。

◇ 認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービスなどの支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う人。

◇ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国では「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を平成27年1月27日に策定し、同年、「認知症総合支援事業」が地域支援事業として位置づけられた。認知症総合支援事業では、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うもので、大きく分けて、認知症初期集中支援推進事業(できる限り早い段階か

らの支援)と、認知症地域支援・ケア向上事業(地域における医療・介護等の連携の推進) で構成されている。

は行

◇ パブリックコメント

(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

◇ 避難行動要支援者

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの 防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支 援を要する人。また、同法では、避難行動要援護者名簿の作成を市町村に義務付けることが 規定された。

ま行

◇ 民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。 職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者 または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務 への協力など。

や行

◇ 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置として設けられている制度による施設。常時 1 人以上の老人を入所させて、介護などサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの 3 類型に大きく分類される。、また、その設置に当たっては都道府県知事、政令指定都市長または中核市市長への届出が必要となる。

◇ 養護者人ホーム

老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難 な高齢者を入所させて養護する施設。

◇ 要介護者

要介護状態(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事

など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態)にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。

◇ 要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。 介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生 活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の 2 種類の認定が規定されてい る。

◇ 要支援者

要支援状態(加齢に伴い生する心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態)にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。

ら行

◇ 理学療法士(PT)

理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う医療専門職。

小城市高齢者福祉計画

平成30年3月

発行 小城市福祉部高齢障がい支援課

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地2

TEL 0952-37-6108

FAX 0952-37-6162

ホームページアドレス: http://www.city.ogi.lg.jp/